

みんなでやむのあい あつたかう地域ぐるみ

平成23年度 島末たすけあい 見舞金の配分について (配分には申請が必要です)

平成23年度 島末たすけあい募金運動

新たな年を迎える時期に支援を必要とする人が、ともに明るいお正月を迎えるよう、共同募金運動の一環として、12月から島末たすけあい募金運動を展開します。

▼期間 平成23年12月1日～
12月31日 1カ月間

○自治会長さんを通して募
金を行います。

▼募金の用途

- ・ 島末事業補助 (地区社会福祉協議会、福祉団体)
- ・ 島末たすけあい見舞金
- ・ 施設通所者等慰問品
- ・ 布団丸洗いサービス事業

「みんなでやむのあい あつたかい地域ぐるみ」を目的に、支援を必要としている世帯に対し、島末たすけあい募金から見舞金を配分します。

対象世帯、申請方法は以下のとおりです。

〈配分対象世帯〉
在宅であつて、次の(1)と(2)の両方に該当する世帯

(1)次の条件のいずれかに該当する世帯
ア) 平成5年4月2日以後に生まれた子どもを養育している母子家庭・父子家庭または両親のいない世帯

イ) 身体障がい児・者のいる世帯
(身体障がい者手帳1級または2級)

ウ) 知的障がい児・者のいる世帯
(療育手帳AまたはB)

エ) 精神障がい者のいる世帯 (精神障がい者手帳1級または2級)

オ) 要介護者のいる世帯 (要介護4または5の認定)
カ) 配分を必要とする7歳以上の方のみで構成される高齢者世帯

※(2)次の条件の全てに該当する世帯が非課税である」と
・ 10月1日現在で栃木地区(旧栃木市)、及び都賀地区(旧都賀町)に現に居住している方で、住民基本台帳に登録されている世帯であり、平成23年度世帯全員の市民税が非課税である」と

す。

※見舞金配分予定額
て地域を担当する民生委員さんとの世帯確認が必要となります。
〈提出期限〉 平成23年11月11日(金)
17時15分まで(期限厳守)
〈提出先〉 全て窓口(郵送不可)
社会福祉協議会本所
今泉町2-1-40
TEL (22)4457
社会福祉協議会都賀支所
都賀町家中2357
TEL (28)0254
老人福祉センター長寿園
千塚町2-14-9
TEL (22)0333
老人福祉センター福寿園
千塚町2-10
TEL (31)3666
老人福祉センター泉寿園
今泉町1-2-7
TEL (27)3818

※見舞金額、配分人数により見舞金が減額になる場合があります。

〈配分方法〉
地域を担当する民生委員さんを通じての配分となります。

※身体の理由により、ご本人で申請書類等を準備、提出することが困難な場合は、本会または地域を担当する民生委員さんと相談ください。
配分を必要とする7歳以上の方のみで構成される高齢者世帯

※身体の理由により、ご本人で申請書類等を準備、提出することが困難な場合は、本会または地域を担当する民生委員さんと相談ください。
配分時期は12月中旬(?)を予定しています。